

上野事務所ニュース

24年12月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

特定(産業別) 最低賃金

10月号でお知らせをしたとおり、10月より地域別最低賃金が更新されました(千葉:756円、埼玉:771円、東京:850円)。この地域別最低賃金とは別に、下記に列挙しました産業には、都道府県ごとに産業別の最低賃金があります。この特定(産業別)最低賃金は12月に更新されます。

千葉県の特定制業別最低賃金

	最低賃金
調味料製造業 (平成24年12月25日より)	817円
鉄鋼業 (平成24年12月25日より)	857円
はん用機械器具、生産用 機械器具製造業 (平成24年12月25日より)	833円
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (平成24年12月25日より)	836円
計量器・測定器・分析機 器・試験機・測量機械器 具・理化学機械器具製造 業、医療用機械器具・医 療用品製造業、光学機械 器具・レンズ製造業、時 計・同部分品製造業、眼 鏡製造業 (平成24年12月25日より)	819円
各種商品小売業 (平成24年12月25日より)	795円

自動車(新車)小売業

(平成24年12月25日より)

827円

なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。

産業の種類は、日本標準産業分類を元に区分されます。会社の産業種類がわからない場合はお尋ねください。

社会保険加入 時と給与が異 なった場合

社会保険の資格取得手続きをする際、従業員の社会保険料のもととなる標準報酬月額を決定し年金事務所へ提出します。

この標準報酬月額は、通勤交通費を含めた給与の見込み額で決定しますが、あくまでも見込み額であるため、実際に勤務して支払われた給与額との間に大きな差が生じることがあります。

一般的に、資格取得後3ヶ月の平均給与からみた標準報酬月額が、資格取得時の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があった場合に訂正手続きを行ないます。

ただし、「固定的賃金」に変更はなく、残業代や歩合給などの「非固定的賃金」にのみ大きな差が生じた場合にはこの限りではありません。

訂正手続き後に保険料が上がる場合、数ヶ月分の保険料の訂正になることがあります。会社にも、従業員にも負担となりますので、入社後「固定的賃金」に大きな変更がある場合にはご連絡ください。

退職者の社会保険の取り扱い

今年も残すところあとわずかです。年末年始に休業する事業所が多いと思われますが、

12 月末に退職する従業員の社会保険の取り扱いは次のようになります。

① 12月30日までに退職したが、12月31日までの給与を、日割り控除することなく全額支払う場合

⇒ 最終勤務日に関係なく、社会保険資格喪失日は平成 25 年 1 月 1 日です。したがって、社会保険料は 12 月分までかかります。

② 全額を支払うのではなく、働いた日までの給与を日割計算する者や、時給・日給者の場合

⇒ 勤務最終日の翌日が社会保険資格喪失日です。

ただし、上記 2 つはあくまでも原則的な取り扱いです。最終的に退職日をいつにするかはご相談下さい。

健康保険証の返却は、退職日に返却していただくのが原則です。年内に市町村国民健康保険の手続きができるようであれば、あらかじめ退職日までに社会保険脱退証明書を退職者に渡し、退職後すぐに手続きに行ってもらうのが一番望ましい方法です。

役所の御用納めは、12月28日です。

Q&Aなぜなにどうして？

Q；当社では、1 年に 1 回定期健康診断を実施しています。この定期健康診断に要する費用およびその時間の賃金については、会社が負担しなければならないのでしょうか？

A：定期健康診断の受診費用は、会社の負担になります。定期健康診断の受診時間に対しては、法令上の支払い義務はありませんが、支払うのが望ましいでし

よう。

法律で実施が義務づけられている健康診断の実施に要した費用について、通達は、「法で事業者健康診断の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであること」としています（昭和 47.9.18 基発第 602 号）。したがって、定期健康診断の受診費用は、会社が負担しなければなりません。

また、定期健康診断に要する時間に対する賃金の取り扱いについては、労使の決定にゆだねられています。ただし、前掲通達で、「労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいこと」とされています。月給者を時間内に受診させる場合は、賃金を控除しないことが多いようですが、それ以外は各社様々のようです。

一方、特殊健康診断※に要する時間に対する賃金は、支払わなくてははいけません。事業の遂行にからんで、当然に実施しなければならないものであるため、所定労働時間内に行うことを原則とします。また、その実施に要する時間は労働時間と解されますので、時間外に実施された場合は、割増賃金の支払いが必要です。
※放射線業務、有機溶剤を取り扱う業務等における①有害業務従事中の特殊健康診断②有害業務従事後の特殊健康診断③歯科医師による健康診断

上野事務所の今年の業務は
12月28日（金）まで

新年は、

1月7日（月）から
とさせていただきます。

今年も一年、有難うございました。
来年も宜しくお願いいたします。